

さいたま市告示第201号

公の施設の指定管理者を、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定する。

令和8年 2月 2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市南区大谷場2丁目6番25号	さいたま市南浦和コミュニティセンター
さいたま市中央区本町東3丁目5番43号	さいたま市与野本町コミュニティセンター
さいたま市中央区上峰2丁目3番5号	さいたま市上峰コミュニティホール
さいたま市中央区桜丘2丁目6番28号	さいたま市西与野コミュニティホール
さいたま市中央区大字下落合1712番地	さいたま市下落合コミュニティセンター
さいたま市浦和区東高砂町11番1号	さいたま市浦和コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 小島 正明

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで